平成２９年（フ）第２６５号
高知市上町３丁目８番24号
債務者　中野　忠晴
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４号
福岡県筑後市大字山ノ井189番地20　第２ＢＭビル302号、前住所福岡県飯塚市西町７番41号　402号室
債務者　鷹尾　英明
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
大分県杵築市山香町大字山浦3869番地８
債務者　野口ボーリングこと　野口喜久美
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３１３号
静岡県沼津市西椎路139番地の１　エンゼルハイム西椎路705
債務者　土屋　作雪
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
静岡県熱海市熱海1886番地　和田山市営住宅３棟114号
債務者　及川　順子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
岡山県倉敷市中庄1101番地16　ベルハイム中庄Ⅱ205
債務者　渡嘉敷達朗
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
岡山県井原市高屋町1723番地１
債務者　花崎ゆかり
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
静岡県伊東市岡1332番地の88、前住所静岡県伊東市川奈857番地の４
債務者　稲葉　尚子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
静岡県御殿場市萩原234番地の２　フレグランス御殿場203、前住所静岡県御殿場市萩原515番地の１
債務者　星崎　文貴（旧姓深沢）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
函館市元町31番25号
債務者　名須賀正勝
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７５号
函館市昭和１丁目26番18号
債務者　平松　志麻
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７８号
函館市昭和３丁目31番24号　下宿いろは
債務者　高野　航輔
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７９号
函館市旭町11番12号
債務者　藤田　純子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２６８号
愛知県碧南市天王町５丁目71番地　天市ビル３ＦＡ
債務者　佐藤　文也
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
愛知県碧南市塩浜町７丁目82番地
債務者　禰冝田哲也
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
愛知県豊田市黒田町西畑257番地３
債務者　眞田　文子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
愛知県岡崎市末広町９番地２　永光マンション　403
債務者　中村　拓哉
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係